

平成19年 6月22日

公立大学法人山口県立大学
理事長 江里健輔 様

公立大学法人山口県立大学

監事

辛高 新子 

監事

秘智 博 

監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人山口県立大学の平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)における業務の執行について監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査の概要

私ども監事は、本学へ赴き、理事長等関係者から業務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類・証拠書類等関係書類の査閲によりこれを確認しました。

また、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分に関する書類(案)、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書、事業報告書及び決算報告書の正確性について、検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正と認められる会計基準に準拠して作成されており、必要な事項を正しく表示していると認める。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示していると認める。
- (5) 理事長・副理事長・理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実とは認められない。なお、理事長・副理事長と法人の間には利益相反取引は認められない。

3 その他

平成18年度は、法人化に伴う会計処理方式の変更に加え、大学院博士後期課程の開設や平成19年度からの学部学科再編への対応なども重なったことによる業務の幅転により、事務処理の一部が遅延した面が見受けられました。

今後、業務運営・財務処理の一層の効率化・適正化を図るとともに、期中における業務・経営の状況を明らかにし、法人業務の運営に反映できるよう、引き続き、改善に取り組んでください。

以 上